

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

一	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）	1
二	住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）	3
三	沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）	4

改正案	現行
<p>（登録住宅性能評価機関等の登録の有効期間）</p> <p><u>第一条</u> 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）<u>第十一</u>条第一項（<u>法第二十五条第二項、第四十四条第三項又は第六十一条第三項</u>において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。</p> <p>（型式住宅部分等製造者の認証の有効期間）</p> <p><u>第一条</u> <u>法第三十六条第一項</u>の政令で定める期間は、五年とする。</p> <p>（認証外国型式住宅部分等製造者の工場等における検査に要する費用の負担）</p> <p><u>第三条</u> <u>法第四十三条第四項</u>の政令で定める費用は、<u>同項</u>の検査のため<u>法第四十二条第一項</u>の職員がその検査に係る工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その出張をする職員を一人とし、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、国土交通省令で定める。</p> <p>（登録外国住宅型式性能認定等機関等の事務所における検査に要する費用の負担）</p> <p><u>第四条</u> <u>法第五十五条第五項及び第六十五条第五項</u>の政令で定める費用は、<u>法第五十五条第五項又は第六十五条第五項</u>の検査のため<u>法第四十四条第三項又は第六十一条第三項</u>において準用する<u>法第二十二</u>条第一項の職員がその検査に係る事務所の所在地に出張をするのに要する旅</p>	<p>第一条 削除</p> <p>（指定住宅性能評価機関等の指定等の有効期間）</p> <p><u>第一条</u> 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）<u>第十一</u>条第一項（<u>法第四十一条第三項、第五十条第二項、第五十五条第二項又は第六十条第二項</u>において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。</p> <p>（型式住宅部分等製造者等の認証の有効期間）</p> <p><u>第三条</u> <u>法第二十八条第一項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）</u>の政令で定める期間は、五年とする。</p> <p>（認証外国型式住宅部分等製造者の工場等における検査に要する費用の負担）</p> <p><u>第四条</u> <u>法第三十八条第四項</u>の政令で定める費用は、<u>法第三十七条第二項</u>において準用する<u>法第三十五条第一項</u>の検査のため<u>同項</u>の職員がその検査に係る工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その出張をする職員を一人とし、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、国土交通省令で定める。</p> <p>（承認住宅型式性能認定機関等の事務所における検査に要する費用の負担）</p> <p><u>第五条</u> <u>法第五十一条第四項（法第六十条第二項において準用する場合を含む。）</u>の政令で定める費用は、<u>法第五十条第二項（承認試験機関にあつては、法第六十条第二項）</u>において準用する<u>法第十九条第一項</u>の検査のため<u>同項</u>の職員がその検査に係る事務所の所在地に出張をする</p>

費の額に相当するものとする。この場合において、その出張をする職員を二人とし、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、国土交通省令で定める。

(住宅の構造耐力上主要な部分等)

第五條 法第九十四条第一項の住宅のうち構造耐力上主要な部分として政令で定めるものは、住宅の基礎、基礎くい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）、で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

2 法第九十四条第一項の住宅のうち雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

のに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その出張をする職員を二人とし、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、国土交通省令で定める。

(法第八十七条第一項の政令で定める部分)

第六條 法第八十七条第一項の住宅のうち構造耐力上主要な部分として政令で定めるものは、住宅の基礎、基礎くい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）、で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

2 法第八十七条第一項の住宅のうち雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

二 住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二十三条第一項第四号の政令で定める法人）</p> <p>第十七条の五 法第二十三条第一項第四号に規定する政令で定める法人は、公庫の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織及び能力を有する民法第三十四条の法人、建築基準法第七十七条の第二十一項の指定確認検査機関である法人及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の登録住宅性能評価機関である法人とする。</p>	<p>（法第二十三条第一項第四号の政令で定める法人）</p> <p>第十七条の五 法第二十三条第一項第四号に規定する政令で定める法人は、公庫の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織及び能力を有する民法第三十四条の法人、建築基準法第七十七条の第二十一項の指定確認検査機関である法人及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の指定住宅性能評価機関である法人とする。</p>

改正案	現行
<p>（業務の委託）</p> <p>第五条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織及び能力を有する次に掲げる法人とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の登録住宅性能評価機関である法人</p> <p>三 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（業務の委託）</p> <p>第五条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織及び能力を有する次に掲げる法人とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の指定住宅性能評価機関である法人</p> <p>三 略</p> <p>2・3 略</p>